

公共事業の事業評価書

(林野公共事業の事前評価)

令和 7 年 4 月

1	政策評価の対象とした政策																			
令和7年度に新規地区採択を要求している次の事業地区を対象として、事前評価を実施した。																				
	<table><tr><th>区分</th><th>事業名</th><th>評価実施地区数</th></tr><tr><td>直轄事業</td><td>森林環境保全整備事業</td><td>24</td></tr><tr><td>補助事業</td><td>民有林補助治山事業</td><td>2</td></tr><tr><td>補助事業</td><td>森林環境保全整備事業</td><td>25</td></tr><tr><td>国立研究開発法人事業</td><td>水源林造成事業</td><td>1</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>52</td></tr></table>	区分	事業名	評価実施地区数	直轄事業	森林環境保全整備事業	24	補助事業	民有林補助治山事業	2	補助事業	森林環境保全整備事業	25	国立研究開発法人事業	水源林造成事業	1	合 計		52	
区分	事業名	評価実施地区数																		
直轄事業	森林環境保全整備事業	24																		
補助事業	民有林補助治山事業	2																		
補助事業	森林環境保全整備事業	25																		
国立研究開発法人事業	水源林造成事業	1																		
合 計		52																		
2	政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期																			
評価の実施に当たっては、林野庁及び各森林管理局に設置している学識経験者で構成する林野庁事業評価技術検討会、森林管理局事業評価技術検討会及び水源林造成事業評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。 (1) 評価担当部局 事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、直轄事業の森林環境保全整備事業については各森林管理局、補助事業の民有林補助治山事業については林野庁森林整備部治山課、補助事業の森林環境保全整備事業及び国立研究開発法人事業の水源林造成事業については林野庁森林整備部整備課において実施した。（「事業評価担当部局一覧表」別添1） (2) 評価実施期間 令和6年4月から令和7年3月																				
3	政策評価の観点																			
本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。事業地区ごとの評価の観点は、「林野公共事業の事業評価における政策効果の把握について（概要）、新規採択チェックリスト」（参考資料）に示すとおりである。																				
4	政策効果の把握の手法及びその結果																			
政策効果については、事業採択の適正な実施に資する観点から、費用便益分析、チェックリストにより総合的かつ客観的に把握した。 評価の結果については、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。																				

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	
(1) 令和7年2月、3月に林野庁、各森林管理局において、学識経験者で構成する林野庁事業評価技術検討会、森林管理局事業評価技術検討会及び水源林造成事業評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。 同技術検討会での意見の概要は以下のとおりである。 ・ 林野公共事業の新規採択の方法について、費用対効果分析の方法、チェックリストの項目、これらにより、事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行い、費用便益分析にかかる効果算定、環境面等の技術的・専門的な分析手法は妥当である。 ・ 事前評価実施地区について、費用便益分析にかかる効果算定、環境面等の技術的・専門的な分析結果は妥当である。 (2) 各事業評価技術検討会の委員構成は、(別添3)のとおりである。	
6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
本評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」(別添2)である。 なお、上記の資料は、林野庁ホームページで公表することとしている。 (https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/hyouka/r6hyouka.html) 林野庁事業評価技術検討会及び水源林造成事業評価技術検討会の資料等も、林野庁ホームページで公表することとしている。 (https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hyouka/index.html) 森林管理局事業評価技術検討会の資料等は、森林管理局ホームページで公表することとしている。 (http://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/kyoku_iink.html) その他の資料についての問合せ先は、「問合せ先一覧表」(別添4)のとおりである。	
7 政策評価の結果	
評価の対象とした全ての事業地区において、事業効果の発現が期待され、事業の必要性、効率性、有効性が認められるとの結果であった。 事業実施地区ごとの評価結果は、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。	